

岐阜県公報

号 外 (一) 令 和 八 年 八 月 三 十 一 日

公安委員会規則

岐阜県道路交通法施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年八月三十一日

岐阜県公安委員会

委員長 林 正 子

岐阜県公安委員会規則第六号

岐阜県道路交通法施行規則の一部を改正する規則

岐阜県道路交通法施行規則（昭和三十五年岐阜県公安委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第五条の二第一号中「交通規制」の下に「最高速度の規制は、令第十一条又は第二十七条に規定する最高速度未満のものに限る。」を加え、同条第三号中「規制」の下に「（令第十一条又は第二十七条に規定する最高速度未満のものに限る。）」を加え、「緊急自動車」を「令第十三条第一項第一号の七に規定する警察用自動車のうち、交通の取締りのために使用するもの」に改める。

第十六条第二項の表備考口中「前号」を「イ」に改め、同表備考に次のように加える。

八 高山試験場にあつては、四月から七月まで、十月及び十一月の第二金曜日及び第四金曜日（イに掲げる日を除く。）

第十六条の三第一項中「前条第一項に規定する」及び「（以下「運転者講習センター」という。）」を削り、同条第三項中「（免許情報記録個人番号カードを有していた者であつて、当該免許情報記録個人番号カードに係る免許情報記録の抹消を受けることなく、新たな個人番号カードの交付を受けたものが申請を行う場合を除く。）」を削り、同条を第十六条の四とし、第十六条の二の次に次の一条を加える。

目 次

公安委員会規則

○岐阜県道路交通法施行規則の一部を改正する規則

（交通規制課）

ページ
一

(運転免許証の再交付)

第十六条の三 法第九十四条第二項に規定する運転免許証の再交付の申請は、岐阜試験場、前条第一項に規定する運転者講習センター（以下「運転者講習センター」という。）又は警察署のいずれかにおいて行うことができる。

2 施行規則第二十一条第六項の規定により申請用写真を添付することを要しない場合は、前項の規定により岐阜試験場又は運転者講習センターにおいて運転免許証の再交付の申請を行う場合（運転免許証の亡失、滅失、汚損又は破損により申請を行う場合を除く。）とする。

第十七条第一項の表多治見試験場の項中「（技能試験にあつては、毎月第二火曜日を除く。）」を削り、同表備考第一号口中「前号」を「イ」に改め、同表備考に次の一号を加える。

三 多治見試験場にあつてはイに掲げる期日、高山試験場にあつてはロに掲げる期日においては、技能試験が必要となる学科試験及び技能試験を行わない。

イ 毎月第二火曜日

ロ 四月から七月まで、十月及び十一月の第二金曜日及び第四金曜日

第十七条第三項の表備考口中「前号」を「イ」に改め、同表備考に次のように加える。

八 高山試験場にあつては、四月から七月まで、十月及び十一月の第二金曜日及び第四金曜日（イに掲げる日を除く。）

第二十三条の二第二項第三号中「者」の下に「又は運転経歴情報記録個人番号カードを有していた者であつて、当該運転経歴情報記録個人番号カードに係る運転経歴情報記録の抹消を受けることなく、新たな個人番号カードの交付を受けたもの」を加え、同条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 施行規則第三十条の十一第二項の規定により申請用写真を添付することを要しない場合は、運転者講習センターにおいて運転経歴証明書の再交付の申請を行う場合（運転経歴証明書の亡失、滅失、汚損又は破損により申請を行う場合を除く。）とする。

別表第三県道江南関線の項中

各務原市前渡東町官有無番地先愛岐大橋上 愛知県境から
同 市須衛町二丁目五〇一番一地先まで
関市倉知字餅売場三〇四二番五地先から
同市栄町五丁目九九番地先まで

を

各務原市前渡東町官有無番地先愛岐大橋上 愛知県境から
関市栄町五丁目九九番地先まで

改める。

別記第十号様式の二を次のように改める。

に

第10号様式の2(第22条の2関係)

取消処分者講習受講申請書	
岐阜県公安委員会様	
申請者 氏名 生年月日	
年 月 日 年 月 日生	
本籍	
住所・電話番号	郵便番号 - (フリガナ) 自宅電話番号 - - 携帯電話番号 - -
免許欠格期間満了の日	年 月 日
取消前に取得していた 免許の種類	大 中 準 普 大 大 普 小 原 け 大 中 普 大 け 中 自 自 特 引 型 型 型 通 特 二 二 特 付 引 二 二 二 二 二
交付公安委員会	公安委員会
希望する講習の車種	☐ 四 輪 仮免許証番号：第 号 交付年月日： 年 月 日 ☐ 二 輪 ☐ 原 付 ☐ 大 特
※ 講 習 日	年 月 日()・ 年 月 日()の2日間
※ 講 習 場 所	

備考

- 1 免許の種類等は、該当するものを○で囲むこと。
- 2 ※印欄は、記入しないこと。

第11号様式の5(第23条の2関係)

運 転 経 歴 証 明 書 返 納 届

年 月 日

岐阜県公安委員会 様

届出者 住 所

フリ ガ ナ
氏 名

生年月日 年 月 日生

運転経歴証明書の番号

返 納 す る 理 由

再交付後発見 ・ 免許取得 ・ 本人希望 ・ その他 ()

現に受けている運転経歴証明書

添付コピーのとおり

運 転 経 歴 証 明 書 コ ピ ー 欄

別記第十一号様式の五及び別記第十一号様式の六を次のように改める。

第11号様式の6(第23条の2関係)

運 転 経 歴 情 報 抹 消 届

年 月 日

岐阜県公安委員会 様

届出者 住 所

フリ ガ ナ
氏 名

生年月日 年 月 日生

運転経歴情報記録番号	第 号
抹 消 す る 理 由	再交付後発見・免許取得・本人希望・その他 ()
記録公安委員会名	公安委員会
記 録 年 月 日	年 月 日

附 則
この規則は、令和八年九月一日から施行する。

令和八年八月三十一日発行

発 行 者
発 行 所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐 阜 県 庁

編 集
岐阜市三輪ふりとびあ十三丁 岐阜文芸社